

ミャンマー国人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト

No.36/ 2015年12月30日

ミャンマーでは、強制結婚、強制労働、性的搾取などの人身取引被害が多く発生しています。経済活動のグローバリゼーションが進み、人の移動が増加し、それに伴い今後ますます人身取引被害も増加することも危惧されます。 JICAではミャンマーで2012年より被害者支援を行う関係者の能力強化を目的として、本プロジェクトを実施しています。

ヤンゴンからミンガラーパー(こんにちは)

プロジェクトが始まって3年半。地道な活動を継続していく中で関連機関とのネットワークが広がり、活動推進のための相互協力や連携が深まってきています。同時に他機関が主催する会議やイベントに参加する形の連携も増えてきました。今回は12月に実施されたものの中からいくつか報告します。

COMMIT国内タスクフォース会議に参加(12月4日)



画面を見ながら参加者全員で行動計画の最終調整

ミャンマーは「メコン地域6カ国（中国、カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）の人身取引対策会議（COMMIT）」の国際的な枠組みを活用して、国境をまたがる課題である人身取引対策を推進しています。毎年首都のネピドーで年末に開催されるこの会議では、COMMITの行動計画と連動した形でミャンマー国内の年間行動計画を、関連省庁や国連機関、NGOなどからなる人身取引対策中央委員会（CBTIP）のメンバーが参加して策定します。

行動計画2016の人身取引被害者保護の分野では、10項目のうち1項目に、プロジェクトで設置した人身取引被害者のための情報センターの機能強化が、またもう1項目にはそのセンターで取り組みを始めた被害者への国民登録証（NRC）取得支援が取り入れられています。行動計画全体の中でも、数多くの項目の実施機関に本プロジェクト活動が入っており、ミャンマーの人身取引対策活動の中でプロジェクトの役割が大きくなっていることに、改めてプロジェクトの意義を感じています。

国際移住労働者デー式典に参加（12月18日）



展示会場

スピーチをする副大統領

プロジェクトでは前回報告した人身取引被害者保護ハンドブックのお披露目会に、人身取引対策中央委員会のメンバーである省庁の代表を招待しました。その中の一つである労働省からの依頼により、ミャンマー各地の移住労働者情報センターの職員用にハンドブック200部をすでに提供しています。

今回は労働省からの依頼で、首都ネピドーの国際会議場で開催された国際移住労働者デーの式典と資料展示に、プロジェクトも連携して参加しました。式典では副大統領、労働省大臣、国際移住機関（IOM）からのスピーチがあり、移住労働者を取り巻くミャンマーの現状と課題が共有され、移住労働者の安全の確保、特に人身取引対策の重要性などが強調されました。

国際移住労働者デー記念行事「ILO国内人身取引調査報告会」に参加（12月20日）



調査結果について質問をする工場労働者の女性

国連・国際労働機関（ILO）の国内人身取引調査報告会が、ヤンゴン北部の北ダゴンの会場で、国際移住労働者デーの行事として実施されました。北ダゴンは工場などで働く労働者が多く居住している地域で、会場には多くの労働者が参加していました。調査は丸1年かけて、ミャンマーの7州・7地域の労働者約7,300人を対象に実施されました。

報告会では調査結果の概要が報告されました。「法律で定められている労働条件の契約書を交わしたのは7%のみ。平均月収は男性96ドル、女性65ドル。60%が週7日働いている。土埃や煙、高温や低温、高音量の中で働く人が多く、怪我や病気も多い。住居は65%が雇用者から提供されているが、家賃が払えず自分で簡易住居を建てて住んでいる人たちもいる。暴力を振るわれても警察や労働局に届け出るともっと面倒になると思っている労働者が多い」など、ミャンマーの労働者を取り巻く厳しい状況が伺われます。

調査では「強制」や「脅し」など人身取引を示唆する指標を設定し、インタビューから数値を引き出した結果、26%に強制労働が見られ、14%が人身取引に当たると分析しています。搾取に会いやすいのはより弱い立場の人、大人より子ども、男児より女子、また他州・地域に職を求めて移り住み、身近に頼る人がいない状況の人たち。仕事の紹介はブローカーを介したもののは少なく、ほとんどが知り合いによるものです。

ILOの報告者からは、仕事を紹介するときに不確かな情報をそのまま伝えたり、また言わされたことをそのまま信じたりしないように、法で定められた契約書を要求するように、契約書違反の場合はどこに相談すればいいかなど、具体的な助言がありました。



若者グループによる人身取引をテーマにしたパフォーマンス

会場には、労働関係の機関や労働組合などがブースを出して展示をしており、若者グループによるパ

フォーマンスや音楽などもあり、一味違った形での調査報告会でした。警察の人身取引対策課では、今後調査結果を国内人身取引の対策に活かしていくということです。

ミャンマー中国二国間会議に参加(12月22,23日)



左側、背広姿の中国代表団10名とミャンマー代表団他

ミャンマーは2009年に中国と人身取引対策の二国間覚書を締結しており、毎年会合を開いています。2015年12月の会議は、ミャンマーの西海岸のゲンサンで開催され、プロジェクトからもアドバイザーとして参加しました。

中国には被害者保護を含む包括的な人身取引法がなく、両国での協力は、警察間の取り締まり強化と被害者や逮捕者の引き渡しの協力にとどまっている感があります。被害者支援についてはミャンマー側から議題にいつも挙げていますが、なかなか対策が進んでいないようです。

そんな中、今年の会議では女性の権利が話し合いのテーマとなり、中国側は被害者が不法滞在であっても、本人と夫が正式に結婚する届け出をすれば、女性には永住権を、子どもには市民権を与えるということを明言しました。強制結婚の被害者の中には、ミャンマーへの帰国を希望する人もいれば、子どもを産み育て中国での生活にも慣れており、帰国を望まない人もいます。子どもを中国に残してミャンマーに強制的に帰還させられた被害者も多く、「被害者の人権の重視」という視点がより定着していくことが望まれます。

女性被害者と子どもの権利以外では、中国国境の町ムセなど3か所に設置している国境連絡事務所(BLO)で人身取引捜査などの協力をさらに進めることや、両国のBLOスタッフの合同研修を行うことが合意されました。